

沖ト協発第 163 号  
令和 8 年 1 月 23 日

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会长  
( 公 印 省 略 )

## 国土交通省による適正原価の設定に向けた書面調査の実施について

拝啓 平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 6 月に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上を図り、持続可能な物流を実現するため、事業許可の更新制や適正原価制度が導入されることとなりました。

国土交通省では、貨物自動車運送事業法改正の趣旨を踏まえ、適正原価の設定にあたってトラック事業者の原価構造の実態等を把握するため、別添のとおり全ての貨物自動車運送事業者に対して調査を実施することとなり、調査票が順次送付される予定です。

この度、本調査について別添のとおり全ト協より周知・協力依頼がございました。

なお、本調査は貨物自動車運送事業法第 60 条に基づき報告を求めるものであり、回答の義務がある調査となります。また、調査結果は統計的に処理し、個別事業者の情報を外部に開示することや、運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用されることはありません。

「適正原価」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

敬具

記

1. 調査対象事業者 全事業者

2. スケジュール 別添参照

3. 回答期限 令和 8 年 2 月 20 日 (金) まで 他詳細は別添参照

4. 回答方法 ((1)、(2) のいずれか選択)

(1) WEB サイト上での回答 (<https://www.mlit.site>)

(2) E x c e l ファイルに入力しメールにより返信

※やむを得ない場合には、送付された書面調査票にご記入いただき、返信用封筒でご返送ください。

5. 本調査に関する問い合わせ先

○適正原価調査コンタクトセンター

電子メール : [ask@mlit.site](mailto:ask@mlit.site) F A X : 03-6273-0485 T E L : 050-3642-4507

※なお、上記問い合わせ先に加えて、解説動画、F A Q 一覧もWEB サイトに掲載されております。調査票とともに詳しい記載要領も同封されております。

以上

全ト協発第500号(企)(輸)  
令和8年1月13日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 寺岡洋一  
(公印省略)

国土交通省による適正原価の設定に向けた書面調査の実施について  
(会員事業者への周知と回答の働きかけのお願い)

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、令和7年6月に成立、公布された貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和7年法律第60号)において、「運賃及び料金に係る適正原価」(第9条の2)が新設されました。

国土交通省では、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めるにあたり、貨物自動車運送事業者の原価構造の実態等を把握する必要があり、下記概要にて、全ての貨物自動車運送事業者に対して、標記調査を実施することとなりました。本調査は貨物自動車運送事業法第60条に基づき報告を求めるものであり、回答の義務がある調査となります。

この度、別添のとおり、国土交通省物流統括調整官より、本調査に対する協力依頼がありましたので、本調査実施の趣旨をご理解いただきますとともに、様々な媒体、機会を利用して積極的に傘下会員事業者に対し回答を働きかけていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1. 調査対象事業者 全事業者

2. スケジュール

(1) 調査票発送

・ドライバン等：令和8年1月7日(水)から順次発送

※なお、特殊車両は、令和8年1月13日(火)から順次発送

(2) 回答期限

・ドライバン等：令和8年2月20日(金)まで

※なお、特殊車両は、令和8年2月27日(金)まで

3. 回答方法 ((1)、(2) のいずれか選択)

(1) WEBサイトでの回答 (<https://www.mlit.site>)

(2) Excelファイルに入力しメールにより返信

※やむを得ない場合には、同封の書面調査票にご記入いただき、返信用封筒でご返送ください。

4. 調査内容 別添調査票のとおり

5. 本調査に関する問い合わせ先

○適正原価調査コンタクトセンター

電子メール：[ask@mlit.site](mailto:ask@mlit.site)

FAX：03-5791-1149 03-6273-0485

※なお、上記問い合わせ先に加えて、解説動画、FAQ一覧もWEBサイトに掲載しております。調査票とともに詳しい記載要領も同封しております。

以上